

**令和元年度 第1号 小児保健医療センター等新築設計業務委託に係る  
公募型プロポーザルの説明書**

**[1] 委託業務概要**

**1. 業務の概要**

(1) 業務名

令和元年度 第1号 小児保健医療センター等新築設計業務委託

(2) 業務内容

小児保健医療センター、小児保健医療センター療育部、および守山養護学校新築について下記の設計（地質調査を含む。）を委託する。

なお、委託する設計業務は、基本設計および実施設計業務とする。

[委託する業務]

①病院小児保健医療センター新築設計（既存病院と接続する渡り廊下を含む。）

ア 小児保健医療センター：延べ面積約13,000㎡（主たる構造が鉄筋コンクリート造または鉄骨鉄筋コンクリート造（免震構造に限る。以下「鉄筋コンクリート造等」という。）、地上4階地下1階建て）

イ 渡り廊下：延べ面積約100㎡（主たる構造が鉄筋コンクリート造または鉄骨造、平屋建て）

②小児保健医療センター療育部新築設計（小児保健医療センターと接続する渡り廊下を含む。）

ア 小児保健医療センター療育部：延べ面積約2,900㎡（主たる構造が鉄筋コンクリート造、平屋建て）

イ 渡り廊下：延べ面積約30㎡（主たる構造が鉄筋コンクリート造または鉄骨造、平屋建て）

③守山養護学校新築設計（小児保健医療センターと接続する渡り廊下を含む。）

ア 守山養護学校：延べ面積約2,000㎡（主たる構造が鉄筋コンクリート造、平屋建て）

イ 渡り廊下：延べ面積約45㎡（主たる構造が鉄筋コンクリート造または鉄骨造、平屋建て）

④上記①～③に係る電気設備設計 一式

⑤上記①～③に係る機械設備設計 一式

⑥外構設計 一式

⑦下記（3）業務条件③に示す既存病院について、増築に伴う改修設計（現況調査を含む。）

⑧地質調査 一式

(3) 業務条件

① 建築工事の工事費（附帯施設、外構等を含む）は、小児保健医療センター整備に約73億円、小児保健医療センター療育部に約11.8億円、守山養護学校整備に約8.2億円を上限とし、各施設が求める機能を確保しつつ可能な限り工事費の縮減を図るものとする。

② 本業務においては、増築する小児保健医療センターを免震構造として設計し、これにかかる構造評定および国土交通大臣の認定を取得すること。

③ 既存病院は、平成11年11月に旧建築基準法第38条に基づく国土交通大臣認定を受

けた免震構造を有する地下1階地上12階建ての病院で平成14年9月に建築基準法第18条第18項の規定による検査済証の交付を受けている。

増築する小児保健医療センターは免震構造とし、この既存病院と渡り廊下で接続すること。

また、小児保健医療センター療育部および守山養護学校は、小児保健医療センターと屋内廊下で接続することを原則とする。

- ④ 小児保健医療センターの増築に伴い渡り廊下で接続する既存病院等について、現地調査を実施し現行の建築基準法その他各種法令の適合性をとりまとめ、不適合部分の改修設計を実施すること。

(4) 履行期限

契約締結の日から令和3年3月22日(月)まで

(5) 設計価格および支払年度区分

225,140,300円(消費税および地方消費税(10%)を含む)

なお、この金額は現段階で想定している基本設計業務および実施設計業務を合わせた全体の設計業務量の額である。

また、支払年度区分を令和元年度:67,543,000円以内、令和2年度:157,597,300円以内とする。

(6) 発注者 滋賀県病院事業庁長 宮川 正和

担当部局 滋賀県病院事業庁 経営管理課 小児保健医療センター再整備室

電話 077-582-5852 ファックス 077-582-5697

メールアドレス nb00@pref.shiga.lg.jp

## 2. 業務の詳細な説明

別記仕様書(設計概要書含む)『設計委託業務仕様書』、『滋賀県建築工事設計業務委託特記仕様書』および『設計概要書①～④』のとおりとする。

## 3. スケジュール

- |                           |                    |
|---------------------------|--------------------|
| (1) 参加表明書の提出期限            | 令和元年6月17日(月)午後5時まで |
| (2) 第一次審査                 | 令和元年6月28日(金) 予定    |
| (3) 第一次審査結果(技術提案書提出要請)の通知 | 令和元年7月3日(水) 予定     |
| (4) 技術提案書の提出期限            | 令和元年8月13日(火)午後5時まで |
| (5) 第二次審査                 | 令和元年8月20日(火) 予定    |
| (6) 第二次審査結果(契約予定者の特定)の通知  | 令和元年8月23日(金) 予定    |

### [2] 参加表明書の提出について

#### 1. 参加表明書の提出方法

(1) 提出方法

次の2に示す担当部局に持参または簡易書留郵便による郵送により提出するものとする。  
(ただし、郵送の場合は提出期限内に必着のこと)

(2) 提出書類

- ① 参加表明書
  - ② 誓約書
  - ③ (様式-1) 業務実施体制
  - ④ (様式-2) 予定技術者の経歴等
  - ⑤ (様式-3) 過去10年間の同種または類似業務の実績
  - ⑥ (様式-4) 実施方針・実施フロー・工程表
- (3) 提出期間  
 令和元年6月10日(月) 午前9時00分から  
 令和元年6月17日(月) 午後5時00分まで
- (4) 提出部数：正本1部、および写し17部とする。

## 2. 提出先

滋賀県病院事業庁 経営管理課 小児保健医療センター再整備室  
 住所 〒524-8524 滋賀県守山市守山五丁目4番30号  
 電話 077-582-5852 ファックス 077-582-5697  
 メールアドレス nb00@pref.shiga.lg.jp

## [3] 技術提案書の提出について

### 1. 技術提案書の提出方法

- (1) 提出方法  
 次の2に示す担当部局に持参または簡易書留郵便による郵送により提出するものとする。  
 (ただし、郵送の場合は提出期限内に必着のこと)
- (2) 提出書類
- ① (様式-5) 技術提案書
  - ② (様式-6-①~⑤) 特定テーマに対する技術提案
  - ③ 参考見積書(業務名は「令和元年度 第1号 小児保健医療センター等新築設計業務委託 一式」とし、消費税および地方消費税(10%)込みの価格で見積もること。)
- (3) 提出期間(予定)  
 令和元年7月3日(水) 午前9時00分から  
 令和元年8月13日(火) 午後5時00分まで
- (4) 提出部数： 正本1部、および写し17部とする。

## 2. 提出先

上記[2]2に記載の提出先に同じ。

### 3. 技術提案を求めるテーマ(特定テーマ)

技術提案書の記載にあたっては、「滋賀県立小児保健医療センター基本計画」(以下、「基本計画」という。)、  
 「滋賀県立小児保健医療センター療育部あり方検討報告書」(以下、「報告書」という。)  
 および「平成31年度(2019年度)学校要覧 滋賀県立守山養護学校」(以下、「学校要覧」という。)  
 を熟読のうえ、次の(1)~(5)について技術提案書を提出すること。

- (1) 基本計画、報告書、学校要覧に基づいて小児保健医療センター、小児保健医療センター療育部、守山養護学校それぞれの設計コンセプトを設定し、一体的に整備するための方策

について

(基本計画 52～59 ページ、報告書 5～6 ページ、学校要覧の項目番号 2 教育目標等～9 教育相談 (本校)、守山養護学校ホームページ (<http://www.moriyama-sh.shiga-ec.ed.jp/>) を参照)

- (2) 重症児等の利用者や職員関係者が効率的に総合病院、小児保健医療センター、小児保健医療センター療育部および守山養護学校の施設を利用・運用できる動線計画・平面計画について  
(原則として基本計画を踏まえて動線計画・平面計画を提案するものとするが、極めて効率的な運営が可能で実現性が高いと予測される場合は、基本計画に記載された部門配置等にかかわらず提案することができるものとする。)
- (3) 小児保健医療センターは難治・慢性疾患児への医療を中心とする医療機関であるという特性をふまえた、また大規模災害発生時や新型インフルエンザ等の流行時にも医療活動を継続できる施設整備の方策について
- (4) ライフサイクルコスト (初期建設費およびランニングコスト) の縮減を図るための方策について
- (5) 環境負荷の縮減を図るための方策について
- (6) 敷地周辺環境への配慮策および既存病院への来院者と新築施設への来院者等に対する安全確保の方策について

#### 4. 技術提案書等の作成および記載上の留意事項

##### (1) 技術提案書等作成上の基本事項

プロポーザルは、調査、検討および設計業務における具体的な取り組み方法について提案を求めるものであり、成果の一部の提出を求めるものではない。本説明書において記載された事項以外の内容を含む技術提案書等については、提案を無効とする場合があるので注意すること。

##### (2) 技術提案書等の作成方法

技術提案書等の様式は、別添の様式ー 1～6 (A 4 版) に示されるとおりとする。(用いる文字は横書き、サイズは10ポイント以上とする。余白や行間等は特に指定しない。また、白黒、カラー等についても特に指定しない。)

##### (3) 技術提案書等の内容に関する留意事項

記載事項	内容に関する留意事項
業務実施体制 (様式ー 1)	<ul style="list-style-type: none"><li>・配置予定の管理技術者、意匠担当主任技術者、構造担当主任技術者、積算担当主任技術者、電気設備担当主任技術者および機械設備担当主任技術者を記載する。</li><li>・意匠担当主任技術者は、公告の日の前日現在の手持ち業務 (特定後未契約のものを含む) が5件未満である者とする。</li><li>・技術提案書の提出者以外の協力事務所等に所属する者を主任技術者とする場合には、協力事務所名等も記載すること。</li><li>・他の協力事務所等に当該業務の一部を再委託する場合または学識経験者の技術協力を受けて業務を実施する場合は、再委託先または協力先、その理由 (協力事務所の技術的特徴等) を記載するものとする。ただし、業務の主たる部分を再委託してはならない。</li></ul>

<p>予定技術者の 経歴等 (様式-2)</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>配置予定の管理技術者、意匠担当主任技術者、構造担当主任技術者、積算担当主任技術者、電気設備担当主任技術者および機械設備担当主任技術者について、経歴等を記載する。</li> <li>配置予定技術者の手持ち業務は、公告の日の前日現在、滋賀県および滋賀県以外の発注者のものも含めすべて記載する。</li> <li>配置予定技術者として特定された未契約業務がある場合は、手持ち業務の記載対象とし、業務名の後に「特定済」と明記するものとする。</li> <li>記載様式は、管理技術者、意匠担当主任技術者、構造担当主任技術者、積算担当主任技術者、電気設備担当主任技術者、および機械設備担当主任技術者について様式-2を用い、配置予定技術者1名につきA4版1枚に記載する。ただし、様式-2の記載事項については、「過去10年間の同種または類似業務の実績」の有無についての評価には用いない。</li> </ul>
<p>過去10年間の 同種または類 似業務の実績 (様式-3 ①、様式-3 ②)</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>下記の者が過去に従事した同種または類似業務について実績を記載する。 <ul style="list-style-type: none"> <li>①事務所（技術提案書の提出者）</li> <li>②管理技術者、意匠担当主任技術者、および構造担当主任技術者</li> </ul> </li> <li>「同種または類似業務」は下記のとおりとする。 <ul style="list-style-type: none"> <li>同種業務：既存病院（延べ面積が10,000平方メートル以上に限る。）に接続する病棟の増築または改築（増築または改築した部分に限る。以下同じ。）で、主たる構造が鉄筋コンクリート造または鉄骨鉄筋コンクリート造（免震構造に限る。以下「鉄筋コンクリート造等」という。）で、増築または改築した部分が50床以上または延べ面積が7,000平方メートル以上である設計</li> <li>類似業務：主たる構造が鉄筋コンクリート造等（免震構造に限る。）の病院の新築、増築または改築で、新築、増築または改築した部分が50床以上または延べ面積が7,000平方メートル以上である設計</li> </ul> </li> <li>記載する業務は平成21年4月1日から公告の日の前日までに完了した業務とする。</li> <li>業務の実績については、国内の業務実績をもって判断する。</li> <li>図面、写真等を引用する場合も含め、1件につきA4版1枚（片面）に記載すること。</li> </ul>
<p>実施方針・実 施フロー・工 程表 (様式-4 ①、様式-4 ②)</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>実施方針は、業務への取組体制、設計チームの特徴、特に重視する設計上(意匠、構造、設備の各分野)の配慮事項(提案を求めている内容を除く。)、その他業務上の配慮事項等を簡潔に記述すること。</li> <li>職員のニーズや意見を把握し、情報・イメージを共有し、集約・調整して設計に反映させていく方法についても必ず記載すること。</li> <li>実施方針はA4版1枚（片面）に、実施フローおよび工程表はA4版1（片面）枚に、合わせてA4版2枚に記載する。</li> </ul>
<p>特定テーマに 対する技術提 案 (様式-5、 様式-6①～ ⑤)</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>本説明書の3.(1)～(5)の技術提案を求めるテーマに示した、特定テーマに対する取り組み方法を具体的に記載すること。</li> <li>記載にあたり、概念図、出典の明示できる図表、既往成果、現地写真を用いることは支障ないが、模型や詳細設計でないこと。</li> <li>1テーマにつきA4版1枚（片面）以内に記載する。</li> </ul>

参考見積書	<ul style="list-style-type: none"> <li>・本業務に係る参考見積書を提出すること。</li> <li>・記載様式は特に定めないが、A4版1枚（片面）に記載すること。</li> <li>・消費税及び地方消費税を合わせた税率は10%として積算すること</li> </ul>
-------	--

(4) 作成に用いる言語等

書類の作成に用いる言語は日本語、通貨は日本円、単位は日本の標準時および計量法によるものとする。

(5) 技術提案書の無効

提出書類について、この書面および別添の書式に示された条件に適合しない場合は、無効とすることがある。

#### [4] 審査方法等について

##### 1. 選定委員会

- (1) 本業務に係る選定委員会として、小児保健医療センター等新築工事設計委託選定委員会を設置する。
- (2) 委員

氏名	所属・役職等
富永 芳徳	公立甲賀病院名誉院長
平 清貴	国土交通省近畿地方整備局営繕部整備課長
酒見 浄	滋賀県健康医療福祉部障害福祉課長
野崎 信宏	滋賀県土木交通部次長
田村 衛	滋賀県土木交通部建築課長
山田 忠利	滋賀県教育委員会事務局教育総務課長
森 由利子	滋賀県教育委員会事務局特別支援教育課長
平野 宏文	守山養護学校校長
八里 哲也	病院事業庁次長
一山 智	総合病院病院長
村田 昌史	総合病院事務局長
二見 徹	小児保健医療センター病院長
加藤 修	小児保健医療センター事務局長

## 2. 第一次審査

### (1) 第一次審査の方法

発注者が設置する選定委員会において参加表明書および添付書類に基づいて下記の評価基準に沿って審査を行い、評価点の高い者から5者以内を第一次審査通過者として選定する。

なお、応募者が5者以内の場合は、選定委員会において提出書類をもとに参加資格を確認し、適格者のみについて第二次審査を実施する。

### (2) 第一次審査の評価基準

第一次審査の評価項目ならびに判断基準は、以下のとおりである。

#### 【第一次審査の評価項目ならびに判断基準】

評価項目	評 価 の 着 目 点				評価のウェイト	
	判 断 基 準					
1. 事務所の的確性 (20点)	事務所	専門技術力	業務執行技術力	過去10年間の同種または類似業務の実績の内容	平成21年4月1日から公示の日の前日までに設計業務が完了した、同種または類似業務の受託実績、件数を評価する。	20点
2. 予定技術者の経験および能力 (60点)	管理技術者	専門技術力	業務執行技術力	過去10年間の同種または類似業務の実績の内容	平成21年4月1日から公示の日の前日までに設計業務が完了した、同種または類似業務に従事した実績、件数を評価する。	20点
	構造担当主任技術者	専門技術力	業務執行技術力	過去10年間の同種または類似業務の実績の内容	平成21年4月1日から公示の日の前日までに設計業務が完了した、同種または類似業務に従事した実績、件数を評価する。	20点
3. 実施方針・実施の着眼点 (30点)	実施手順	実施フローの妥当性	業務実施手順を示す実施フローの妥当性が高い場合に優位に評価する。	10点		
		工程計画の妥当性	業務量の把握状況を示す工程計画の妥当性が高い場合に優位に評価する。	5点		
					計 110 点	

### 3. 第二次審査

#### (1) 第二次審査の方法

第一次審査を通過した者について、選定委員会が技術提案書、プレゼンテーションおよびヒアリングに基づいて下記の評価基準に沿って審査を行う。(審査には、第一次審査における評価基準を含む。) 第二次審査の結果より評価点を算出し、評価点が最も高い者を契約予定者として特定する。評価点が2番目に高かった者を補欠契約予定者とし、契約予定者が辞退した場合は、補欠契約予定者が契約予定者となる。

#### (2) 第二次審査の評価基準

第二次審査の評価項目ならびに判断基準は、以下のとおりである。

【第二次審査の評価項目ならびに判断基準】

評価項目	評価の着目点			評価のウェイト
	判断基準			
1. ヒアリング (80点)	ヒアリング	専門技術力	専門技術力の確認 提案した特定テーマに関する補足説明が明確で、業務の課題や問題点が把握されている場合に優位に評価する。	30点
		取り組み姿勢	業務への取り組み姿勢 特定テーマに対する提案作成に中心的、主体的に参画し、業務への取り組み意欲が高い場合に優位に評価する。	30点
		コミュニケーション力	質問に対する応答性 質問に対する応答が明快、かつ迅速な場合に優位に評価する。	20点
2. 特定テーマに対する技術提案内容 (310点)	特定テーマ①	的確性、実現性、独創性	基本計画、報告書、学校要覧に基づいて小児保健医療センター、小児保健医療センター療育部、守山養護学校それぞれの設計コンセプトを設定し、一体的に整備するための方策について  医療・福祉・教育を一体的に受けられる環境を整備する方針を的確に理解しているか、各施設の持つ機能をよく理解し実現性のある施設整備方策となっているか、新しい技術や方法を取り入れているかを評価する。	80点
		的確性、実現性、独創性	重症児等の利用者や職員関係者が効率的に総合病院、小児保健医療センター、小児保健医療センター療育部および守山養護学校の施設を利用・運用できる動線計画・平面計画について  施設配置や諸室・設備の配置が、施設利用者が安心できる環境、快適な療養環境、職員にとって利便性の高い環境、将来の医療環境の変化への対応等について検討した提案となっているか、実現可能なものか、新しい技術や手法を取り入れているかを評価する。	80点
	特定テーマ③	的確性、実現性、独創性	小児保健医療センターは難治・慢性疾患児への医療を中心とする医療機関であるという特性をふまえた、また大規模災害発生時や新型インフルエンザ等の流行時にも医療活動を継続できる施設整備の方策について  難治・慢性疾患治療の特性を的確に理解し、子どもの心理に配慮した施設・設備整備の方策が検討されているか。 また、医療活動が継続できることの意義が的確に理解され、建物配置、建物構造、設備計画が災害時等においても実現可能な施設整備方策となっているか、新しい技術や方法を取り入れているかを評価する。	60点
		的確性、実現性、独創性	ライフサイクルコスト(初期建設費およびランニングコスト)の削減を図るための方策について  必要な建物・設備の機能を確保しつつ整備費の削減方法、将来の医療環境の変化に対応できる施設構造、維持管理費用を含めたトータルコストの適正化が検討され、具体的な事例を用い実現可能な提案となっているかを評価する。	30点
	特定テーマ⑤	的確性、実現性、独創性	環境負荷の削減を図るための方策について  環境性能の高い素材の利用や省エネルギーによる環境保全について具体的な事例を用い実現性の高いものとなっているか、新しい技術や手法が検討された提案となっているかを評価する。	30点
	特定テーマ⑥	的確性、実現性、独創性	敷地周辺環境への配慮策および既存病院への来院者と新築施設への来院者等に対する安全確保の方策について  敷地周辺環境への配慮策が具体的か、また既存病院への来院者と新築施設への来院者等の安全確保について、来院者等の動線が的確に検討され実現可能な提案となっているかを評価する。	30点
計				390点

第一次審査および第二次審査の合計点

計 500 点

#### 4. 第二次審査におけるプレゼンテーションおよびヒアリング

- (1) 第二次審査では、以下のとおりプレゼンテーションおよびヒアリングを予定している。
  - ①実施場所：滋賀県病院事業庁内
  - ②実施日時：令和元年8月20日（火）（予定）午前10時00分から午後5時00分までの30分間。  
1者30分間（説明は15分程度とし、質疑応答を15分程度行う）。  
（各者指定時間については第一次審査通過者に後日通知する）
  - ③出席者：管理技術者および意匠担当主任技術者を含む3名以内の出席とし、主な説明者は業務の履行期間にわたり主に委託者に対応することになる意匠主任技術者を中心とすること。
  - ④プロジェクターによるプレゼンテーションは不可とし、提出資料のみによる説明とする。
- (2) プレゼンテーションおよびヒアリングの日程、場所、時間、留意事項等は別途通知する。
- (3) プレゼンテーションおよびヒアリング時に、管理技術者または意匠担当主任技術者が、過去に携わった建築関係設計業務（病院、福祉施設、学校に限る）における受賞実績を2件以内で説明することを認める。ただし、この場合においては、賞状の写し、掲載雑誌の写し等本人が携わったことがわかるものを持参すること。
- (4) プレゼンテーションおよびヒアリング時の追加資料は受理しない。ただし、上記（3）の受賞実績に係るものを除く。

#### 5. 審査結果の通知

- (1) 第一次審査結果の通知  
令和元年7月3日（水）（予定）に書面により通知する。
- (2) 第二次審査結果の通知  
令和元年8月23日（金）（予定）に書面により通知する。

#### 6. 非特定理由に関する事項

- (1) 提出した技術提案書が特定されなかった者に対しては、特定されなかった旨と、その理由（非特定理由）を書面により通知する。なお、第一次審査の結果、技術提案書の提出を要請しなかった者についても本項に準じて取り扱う。この場合は「特定」とあるのを「選定」に読み替える。
- (2) 上記（1）の通知を受けた者は、通知をした日の翌日から起算して7日（休日を含まない。）以内に、書面（様式は自由）により、滋賀県病院事業庁長に対し非特定理由について説明を求めることができる。
- (3) 上記（2）の回答は、説明を求めることができる最終日の翌日から起算して10日（休日を含まない）以内に書面により行う。
- (4) 非特定理由の説明書請求の受付場所および受付時間は以下のとおりである。
  - ①受付場所：上記〔2〕2に記載の担当部局
  - ②受付時間：午前9時00分から午後5時00分まで

#### 〔5〕その他

##### 1. 本説明書の内容についての質問の受付および回答

- (1) 質問は、文書（様式-7）に記載し持参または簡易書留郵便による郵送により提出すること。（ただし、郵送の場合は提出期限内に必着のこと）
  - ①質問の受付担当部局：参加表明書および技術提案書の担当部局に同じ。

②質問の受付期間は下記のとおりとする。

(1)参加表明書等に関する質問：公告日から令和元年6月13日（木）午後5時00分まで

(2)技術手案書等に関する質問：公告日から令和元年7月30日（火）午後5時00分まで

(2) 質問に対する回答は、すべての質問および回答を総括書としてとりまとめ、ホームページに掲載する。

なお、質問の最終回答日は、次のとおりとする。

①参加表明書等に関する質問の最終回答日：令和元年6月14日（金）

②技術提案書等に関する質問の最終回答日：令和元年8月6日（火）

## 2. その他の留意事項

(1) 技術提案書等の作成、提出およびヒアリングに関する費用は、提出者の負担とする。

(2) 技術提案書等に虚偽の記載をした場合には、提出された技術提案書等を無効とするとともに、虚偽の記載をした者に対して入札参加停止の措置を行うことがある。

(3) 別途発注する「小児保健医療センター整備基本設計コンストラクション・マネジメント業務」の受託者と資本または人事面において関連がある者でないこと。

上記の「受託者と資本または人事面において関連がある者」とは、次のアまたはイに該当する者です。

ア 当該受託者の発行済み株式総数の100分の50を超える株式を有し、またはその出資の総額の100分の50を超える出資をしている建築設計事務所

イ 建築設計事務所の代表権を有する役員が当該受託者の代表権を有する役員を兼ねている場合における当該建築設計事務所

(4) 技術提案書等の提出書類は、返却しない。また、提出された技術提案書等は、技術提案書の特定以外に提出者に無断で使用しない。なお、提出されたすべての書類は、滋賀県情報公開条例に基づき、情報公開の対象文書（個人情報等は非公開）となるが、提出者に無断で公開することはない。

(5) 技術提案書等の提出後、原則として技術提案書等に記載された内容の変更を認めない。また、技術提案書等に記載した予定技術者は、原則として変更できない。ただし、病休、死亡、退職等のやむをえない理由により変更を行う場合には、同等以上の技術者であるとの発注者の了解を得なければならない。

(6) 技術資料に関する手続きについての問い合わせには応じるが、業務内容等の問い合わせには応じない。問い合わせは、文書でのみ受け付ける。

(7) 本説明書中の受付期間等については、土曜、日曜、および祝日は除く。また、時間帯については、正午から午後1時00分までの時間帯を除く。

## 参 加 表 明 書

業務の名称 令和元年度 第1号 小児保健医療センター等新築設計業務委託

標記業務の技術提案書に基づく選定の参加について関心がありますので、定められた様式および書類を添付して参加を表明します。

令和 年( 年) 月 日

(あて先)  
滋賀県病院事業庁長 宮川 正和

(提出者) 住所  
電話番号  
会社名  
代表者 役職名  
氏 名 印

(作成者) 担当部署  
氏名  
FAX  
E-mail

## 誓 約 書

令和 年( 年) 月 日

(あて先)  
滋賀県病院事業庁長 宮川 正和

(提出者) 住所  
電話番号  
会社名  
代表者 役職名  
氏 名 印

滋賀県病院事業庁発注の下記の委託業務に関し、公告に定める「プロポーザルに参加する者に必要な資格」のすべてを満たしているとともに、添付資料に記載した事項は事実と相違ないことを誓約します。

業務の名称 令和元年度 第1号 小児保健医療センター等新築設計業務委託

(様式－１)

### 業務実施体制

#### 【担当チーム】

分野	業務分担	氏名	所属・役職
建 築	管理技術者		
	意匠担当主任技術者		
	構造担当主任技術者		
	積算担当主任技術者		
電気設備	電気設備担当主任技術者		
機械設備	機械設備担当主任技術者		

注：所属・役職については、技術提案書の提出者以外の協力事務所等に所属する場合は、協力事務所等も記述すること

#### 【協力事務所】

名 称		
所在地		
代表者		
業務実績	主要業務	
	同種または類似業務	
本業務に関わる担当予定者数		
協力を受ける内容		

注：協力事務所がある場合に記入する。複数の場合は適宜区切って記入する。業務実績は協力事務所としての実績とする。

(様式-2)

予定技術者の経歴等

業務分担		生年月日	年	月	日
氏名					
所属・役職					
所有技術資格（資格の種類、部門、取得年月日等）					
業務経歴等					
手持ち業務の状況（令和元年6月6日現在）					
業務名	発注機関	構造・階数	面積	履行期間	

注：管理技術者、意匠担当主任技術者、構造担当主任技術者、積算担当主任技術者、電気設備担当主任技術者および機械設備担当主任技術者の名称等必要な事項を記載すること。

(様式－3)

**過去10年間の同種または類似業務の実績**

【事務所用】

業務分類	同種業務 ・ 類似業務
業務名	
発注機関名	
実施時期	
業務の概要	
技術的特徴	

注1：業務分類は、公募説型プロポーザルの説明書「技術提案書等の作成および記載上の留意事項」において定義した同種業務または類似業務を記載すること。

注2：平成21年4月1日から公募の日の前日までに設計業務の完了した同種業務または類似業務について、それぞれ様式－3を用いて別葉にしてすべてを記載すること。

(様式－3)

過去10年間の同種または類似業務の実績

【技術者用】

業務分担		氏名	
業務分類	同種業務 ・ 類似業務		
業務名			
発注機関名			
実施時期			
業務の概要			
技術的特徴			
当該技術者の業務担当の内容			

注1：業務分担は、管理技術者、意匠担当主任技術者、および構造担当主任技術者の名称を記載すること。

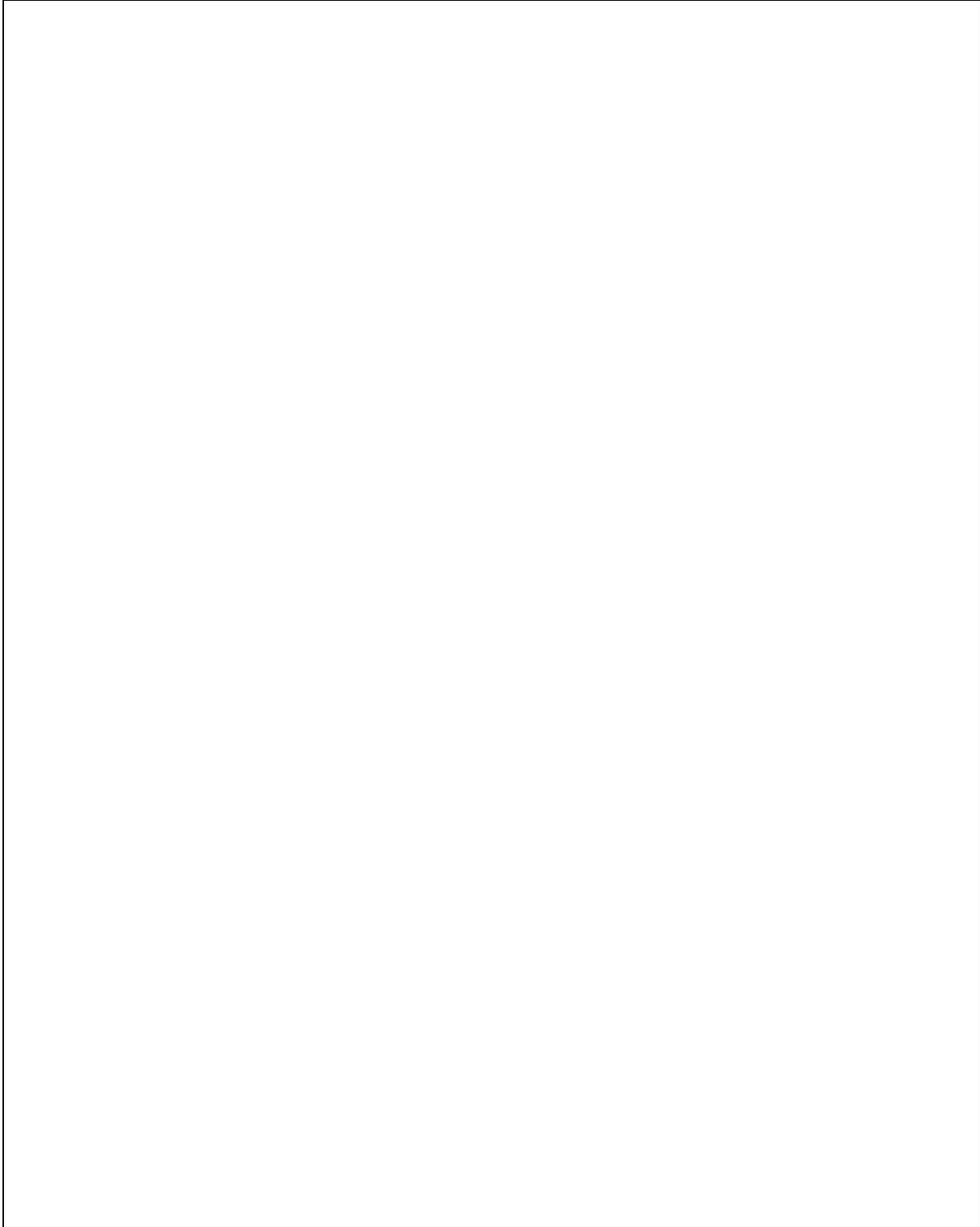
注2：業務分担は、公募型プロポーザルの説明書の「技術提案書等の作成および記載上の留意事項」において定義した同種業務または類似業務を記載すること。

注3：平成21年4月1日から公募の日の前日までに設計業務の完了した同種業務または類似業務について、それぞれ様式－3を用いて別葉にしてすべてを記載すること。

(様式－4(1))

**実施方針・実施フロー・工程表(1)**

**【実施方針】**



(様式－4(2))

**実施方針・実施フロー・工程表(2)**

**【実施フロー】**



**【工程表】**



注：工程表については、契約の日（令和元年8月中を予定）から実施設計業務の終期である令和3年3月22日までの工程を記載すること。

(様式－5)

## 技術提案書

業務の名称 令和元年度 第1号  
小児保健医療センター等新築設計業務委託

履行の期限 令和3年3月22日

標記業務について、技術提案書を提出します。

令和 年( 年) 月 日

(あて先)  
滋賀県病院事業庁長 宮川 正和

(提出者)	住所 電話番号 会社名 代表者 役職名 氏 名	印
(作成者)	担当部署 氏名 FAX E-mail	

(様式-6-①~⑥)

**特定テーマに対する技術提案**

特定テーマの名称	

(様式－7)

### 質 問 票

住 所  
事業者名  
代表者名

印

番号	質 疑
1	
2	
3	
4	
5	

一項目ずつ簡潔に記載し、必要に応じて行を追加すること。